

R4/10/1の改正^{※1}により 長期優良住宅の認定基準が変わります。

※1：既存住宅の建築行為なし認定の創設、
認定基準の見直し（省エネ、壁量計算など）

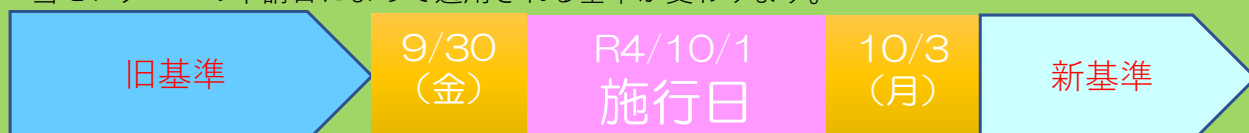
旧基準で認定申請される場合は、センターへの申請は9/30までにしてください^{※2}。
R4/10/3(月)以降に受付の場合^{※3}は、新基準が適用されますのでご注意ください。

※2：旧基準の長期使用構造等に適合した物件を所管行政庁へ認定申請できる期間は2023/3/31まで。

（共同住宅等に係る規模基準は適用時期が異なりますのでご注意ください。
規模基準については当機関では審査対象外です。所管行政庁へご確認ください。）

※3：オンライン申請で日付が10/1(土)、2(日)に送信した物件は10/3(月)受付となります。

当センターへの申請日によって適用される基準が変わります。



R4/10/3以降の申請の物件については、長期確認申請（または設計性能評価）の新様式をご利用ください。

（新しい申請書等の様式については、近日中に各種様式に公開予定です）

その他、改正については、国土交通省のホームページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html

「長期優良住宅の認定制度の見直し内容に関する説明動画」の公開（住宅性能評価・表示協会）

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/kaisei.html>